

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第4回）議事録

■日時 令和元年7月24日（水）午後3時30分～午後4時12分

■場所 都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池本委員、日下委員、寺島委員、宮越委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

審議

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

⇒ 騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について審議を行い、騒音・振動、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第4回）

速 記 録

令和元年7月24日（水）

都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

(午後 3 時 30 分開会)

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、そしてお暑い中御出席賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第二部会委員 12 名のうち、9 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○坂本部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

では、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、その他となっております。

それでは、「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 では、今日もタブレットを使いまして御説明させていただきたいと思っております。

では、最初に私のほうで同期させていただきますので、こちらをめくりながら御説明させていただきます。左下の非同期にしてもらいますと、それぞれ皆さんのほうで動かすことができます。

それでは、説明を始めさせていただきます。

こちらは 3 ページになります。資料 1-1、第二部会審議資料、環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について。事業名称は「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」となります。

選定した環境影響評価の項目は、騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の8項目となっております。項目についての意見がございます。後ほど説明いたします。

それでは、選定しなかった環境影響評価の項目は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地形・地質、日影、電波障害、風環境、温室効果ガスの9項目となっております。これについては、意見はございませんでした。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、3、都民の意見及び周知地域区長の意見となります。こちらは別紙のとおりということで、5ページになります。

意見書等の件数につきましては、都民からの意見書はございませんでした。周知地域区長からの意見としまして、港区長、品川区長、大田区長の3件。合計で3件ございました。

それでは、周知地域区長からの意見につきまして、かいつまんで御説明させていただきます。

まず港区長ですけれども、総論、環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。ほか1件ございました。

騒音・振動についてです。騒音の現地調査地点について、環境騒音地点として区内にはE-2が設定されていますが、工事完了後に比較をするためにも環境騒音の調査地点は、予測地点と同じ箇所に設定してください。また、予測地点については、計画線近接側軌道中心から12.5m、地上1.2mの高さとしていますが、東海道線から分岐した以降は、区内のほとんどが高架橋区間となること、予測地点T-1からT-7までの計画線の両側方には、超高層集合住宅が多数建っていることから、地上1.2mの高さのみの予測及び評価では不十分であると考えられますので、高層階における騒音影響についても予測及び評価を行ってください。

その他としてほかに1件ございました。

続きまして、品川区長の意見となります。

環境全般としまして、計画地至近には近年高層マンション等が建設されており居住者が増加傾向にあること、また工事用車両の現況交通量に対する増加割合が他区と比較して高いことから、工事施工前、工事施工中及び供用開始後に、地元住民等への説明や安全確保を十分行うほか、理解と協力が得られるよう最大限努力してください。また、地元住民からの問い合わせ、苦情等に対し、速やかに対応してください。ほか1件ございました。

騒音・振動についてですが、工事施工中は、関連法令の基準を遵守するとともに、低騒音・

低振動型の建設機械・工法の採用を図り、騒音・振動の低減に努めてください。また、夜間を含めた作業期間や時間については、周辺住民への騒音・振動による影響を最小限にとどめるよう配慮してください。

そのほか、史跡・文化財、その他ということで意見がございました。

続きまして、大田区長の意見となります。

全体を通じた意見につきましては、ご覧のとおりです。

各章についての意見としまして、対象事業の目的と内容。工事内容はこの先に具体化するとのことだが、中間立坑の施工方法についての記載が全くない。中間立坑の工事は、規模により土壌汚染対策法等の義務が生じること、大量の掘削土壌と泥水が発生すること、工事完了後には換気施設稼働による騒音・振動等が発生することが想定される。本事業における工事用車両台数が示され、現況交通量に対する増加割合が具体的に示されていることから、ある程度の立坑の規模の想定はあると考える。その内容を示し、環境保全に係る配慮事項をさらに具体的に示すこと。

地域の概況の環境項目についてということで、大気汚染、土壌汚染、生物・生態系についてございました。これについては、ご覧のとおりとなります。

騒音・振動。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動については周辺環境に及ぼす影響が小さいため評価項目として選定しないとなっている。しかし、環境影響評価の考え方は、少しでも影響があると想定される項目について、影響を科学的に正確に把握し評価するものである。増加割合が3%だから影響が少ないので選定しないのではなく、選定した上で影響がないことを調査し評価すること。低周波に関して、換気施設の環境保全対策が示されない中、適切な対策を講じるから評価項目としないということでは理解できない。環境保全対策を具体的に示し、評価すること。建設工事による振動についても評価が必要と考える。京浜島は工場が密集しており、ナノテクノロジー等の超精密加工工場も多い。建設機械の稼働だけでなく、シールド工事及び中間立坑の工事による影響についても評価していただきたい。また、工事完了後における、換気施設等の影響についても調査すること。

生物、生態系。今回の事業区間である「東京湾野鳥公園・京浜島つばさ公園」は、自然観察路「海と埋立地のみち」のコース上にあり、大田区が面する東京湾と京浜島などの埋立地に生息する生き物や水辺の鳥を観察するコースとして、大田区ならではの特色のある自然環境が存在している。引き潮時には干潟もあり、重要種も生息する自然が広がっている場所との認識の上で、調査、評価をしていただきたい。公園付近に構築される中間立坑を施工する

ときには、建設資材の搬入や建設発生土の搬出など行われることが予想されることから、京浜島つばさ公園を含む周辺に生息する生き物に影響を与えないように建設機械の稼働及び工事車両の運行に関する計画を適切に設定して、これを踏まえた現地調査及び予測・評価を行うこと。少し飛びまして、東京湾野鳥公園は、アオスジアゲハの産卵が確認されるなど、多様性に富んだ自然環境が保全されており、今回の事業による影響が懸念される。工事の施工中において、シールドトンネルで通過するため、地上部の改変はないとのことだが、鳥類のみならず、アオスジアゲハなどの生息環境の変化についても調査をしていただきたい。また、東京湾野鳥公園には、環境省の第4次レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に位置づけられている野鳥「コアジサシ」の生息も確認されている。東京湾野鳥公園及び事業区間周辺において、コアジサシ等の生息環境の変化について、既存資料調査による方法以外の調査方法も検討していただきたい。京浜島つばさ公園もコアジサシの屋上営巣地周辺にあるため、工事の完了後において地上部に換気施設等が存在することにおける、コアジサシ等の鳥類の生活環境への影響についても調査していただきたい。

自然との触れ合い活動の場。京浜島つばさ公園付近に構築される中間立坑を施工するとき、建設資材の搬入や建設発生土の搬出など行われることが予想されることから、公園を含む周辺の現在の良好な環境に影響を極力与えないように建設機械の稼働及び工事車両の運行に関する計画を適切に設定して、これを踏まえた現地調査及び予測・評価を行うこと。

廃棄物。中間立坑部、シールドトンネル部及び開削トンネル部の施工に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物の搬出量については運搬車両台数に係るための予測を適切に行うこと。また、建設発生土に自然由来のヒ素など有害物質が含まれる可能性があることを踏まえ、適切に管理方法についても詳しく記述すること。

このほかとしまして、大気汚染、水質汚濁、温室効果ガスについてもございました。ご覧のとおりとなります。

それでは、3ページに戻ります。

選定した環境影響評価の項目について、担当項目の委員から意見がございました。

まず、騒音・振動についてです。「工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと」という意見がついてございます。

これについて補足説明をさせていただきます。お手元の青色の冊子、調査計画書の116ページをご覧いただきたいと思います。116ページは鉄道騒音予測地点位置図となっております。

すけれども、T-1、T-2、T-4～T-11の10地点について行うとしてございます。また、予測地点は、この調査計画書の111ページの記載にあるのですけれども、原則として計画線の近接側軌道中心から12.5mの距離で、地上1.2mの高さとしてございます。

続きまして、90ページをお願いします。90ページ、こちらが主な高層建築物の立地状況図となっております。こちらをご覧くださいますと、主に左側のほうになりますけれども、先ほどの計測地点のT-4～T-9という地点に高層建築物が建っておりまして、特にT-6、T-9の付近には20階～30階建ての住宅があるということでございます。高架地点というものが、この左側の高層建物群のところが高架橋になってございますけれども、こちらを現在は休止中の貨物線を改良して営業するということになっていきますので、周辺住民にとっては、これまで使用されていなかった高架を、営業線が走るということになります。港区長からも高層階における予測・評価を求める意見がついてございます。したがって、工事完了後の鉄道騒音について、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うことを求めるという意見をつけてございます。

続きまして2つ目、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場、共通の意見となります。「京浜島つばさ公園付近は、本事業による中間立坑、換気施設等の工事が予定されているが、その位置、規模、施工方法等が不明確であることから、これらを示した上で、京浜島つばさ公園周辺における生物・生態系、自然との触れ合い活動の場に与える変化の内容及びその程度が明らかになるよう適切に予測・評価すること」という意見となります。これにつきましても補足の説明をさせていただきます。

では、今ご覧いただきました青色の冊子の105ページをご覧くださいと思います。105ページ、こちらが「選定した項目及びその理由」となっておりますけれども、その2つ目に項目「生物・生態系」がございまして、こちらの2段目になりますけれども、「工事の施行中において、東京港野鳥公園は、シールドトンネルで通過するため、地上部の改変はないが、京浜島つばさ公園付近は、中間立坑、換気施設等の工事が予定されているため、周辺に生息する鳥類の生息環境に影響を及ぼすことが考えられる」ということで、今回、評価項目に設定してございます。

続きまして、128ページをご覧くださいと思います。こちらに生物・生態系の予測及び評価の手法等が記述されております。しかしながら、調査範囲を示す図面が添付されておらず、予測地点に中間立坑、換気施設等の位置が明確に示されていないということでございます。また、予測及び評価は工事の施行中としていますが、中間立坑、換気施設等について、

規模や施工方法などが全く示されていないということでございます。大田区長からも、本事業の京浜島つばさ公園付近における環境影響に関して意見がついてございます。したがいまして、評価書案の段階では、本事業による中間立坑、換気施設等の工事やその存在の影響に関して適切に予測及び評価をすることを求める意見でございます。

なお、工事に伴って公園の一部が改変され、公園の利用に影響を及ぼすと想定されることから、自然との触れ合い活動の場との共通意見としてございます。

続きまして、意見3点目になります。廃棄物についてでございます。「本事業では、事業区間約12kmのうち約5kmはシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土の排出及び立坑の掘削に伴う廃棄物の発生も想定されることから、予測に際しては、施工計画の内容に加え類似事例を参考に、発生廃棄物等の種類、排出量についてより詳細に検討し、再資源化等の予測・評価を行うこと」という意見をつけてございます。

こちらについての補足説明ですけれども、また青色の冊子の7ページをお開きいただきたいと思えます。7ページが本事業の事業区間の平面図及び断面図となっております。左側が起点側になってございまして、起点側の東海道線接続区間において地下化を行うということと、終点側、右側になりますけれども、アクセス新線区間において新たにトンネルを建設してトンネル区間にするということでございます。

トンネル区間について、ページを2枚お進みいただきまして、9ページに東海道線接続区間のトンネルの断面図が示されてございます。

また、13ページまでお進みください。13ページにアクセス新線区間における断面図が示されてございます。

続きまして、137ページをお開きください。137ページが廃棄物の予測及び評価の手法となっております。廃棄物の予測については、施工計画の内容等から推計する方法により予測するとしておりますが、本事業では大量の建設発生土の排出及び廃棄物の発生が見込まれます。大田区長からも、建設発生土及び建設廃棄物の搬出量について適切に予測するよう意見がついてございます。したがいまして、評価書案の段階では、発生廃棄物等の種類、排出量の予測について施工計画の内容に加えて、類似事例を参考に詳細を検討するとともに、再資源化等の予測・評価を行うことを求める意見をつけてございます。

説明は以上となります。

○坂本部長 ただいまの説明について、項目を担当されている委員から何か補足することがございますでしょうか。

では、騒音・振動の私から1点。鉄道の改良に関しては、鉄道騒音の指針では軌道から12.5m 離れの1.2m で評価するという事になっているので、原則としてはその地点で評価すると書かれているわけですがけれども、実際にはこの沿線に集合住宅が建っていて生活実態があるということで、高さ方向への影響も配慮して予測と評価をしてくださいという意見になっております。

騒音・振動に関する補足でした。

その他、補足されることはございませんか。

○池本委員 廃棄物のところですがけれども、今回意見を出させていただいて、大田区長のほうからも出ていますとおり、シールド工法に関する点を重点的に考えてもいいのではないかとというような趣旨かなと感じています。

これでどこを指摘したらいいかというのがあるのですがけれども、今回の調査計画書でいうと、廃棄物、先ほど御紹介いただいたとおり、136 ページ、137 ページで書かれているのですが、表裏2枚ぐらゐの書き方でなされていて、これの中に予測方法と書かれていて、その中で「施工計画の内容等から推定する方法により予測する」となっています。「等」の中にいろいろなことが含まれるのかなとも読めますので、なかなか意見が逆にちょっとしづらいのかなと。最近幾つかそういうのも見てきたのですがけれども、調査計画書が意見しづらいのかなと感じるときがありまして、できれば少し具体的に書ける部分があれば解きほぐして書いていくようなことがあると、調査計画書の目的自体が、手戻りを生じさせないとか、この段階で調査の方法とかを吟味して次に進むという意味があると思いますので、ここだけのというか、あっさりした記載ですとそれがしづらいのかなというのを感じていることが最近何回かありました。今回もそのように感じていて、この計画でこういう廃棄物を扱う、対象としている、それで調査をする、そして予測・評価を技術指針に沿って行うということで、そうだろうなというようなところで、特に意見しづらいな、するところもないのかなと感じることもできたのですがけれども、確かに、不足している部分を探し出して行う。不足している部分を探し出すためには、事業計画を一生懸命読み込んで、ほかのところの問題となっていることとか、今回、シールド工法という、私が多分担当してからはなかったかなと思いますので、私、何となくは知っているのですがけれども、汚泥が出るとか、そのようなことは特徴としてありますので、そういったところに注目していくというのは一つのやり方かなとは思いますが、書き方として、書けるところは少し意見を求めるようなところとか具体的に書けるようなところを増やしていくと調査計画書としてはよくなるのかなと感じました。

以上です。

○坂本部長 その他、補足はございませんでしょうか。

○寺島委員 史跡・文化財が担当で、意見はつけていないのですけれども、コメントをさせていただきますまして、史跡・文化財を項目に選んでいただいておりますので、何か遺跡が出たら多分調査すると思うのですけれども、品川区の区長からの意見にもありましたように、この周辺、遺跡の一覧を見ますとかなりたくさん出ている。だけれども、この調査計画書では一応対象を雑魚場跡だけに限定しているのですね。その調査方法として、「教育委員会への聞き取り調査による方法とする」と書いてございますので問題はないのでしょうかけれども、既に教育委員会と相談して、雑魚場だけでいいですよという話なのか、それともこれからするのか、少なくとも評価書案までにきちっと、読んでわかるように表現していただけたらと思います。相当有名な遺跡もたくさん近辺にございますし、遺跡地図というのは、発掘をやって見つかったところだけ書いてありますので、まだ手つかずのところは何も書いてございません。これだけ遺跡があるということは、場合によったら遺跡が出てくる可能性も十分あると思いますので、十分その辺御覚悟の上でやっていただきたいと思っています。以上です。

○坂本部長 今回の御意見については、反映していただけるようお願いいたします。

○寺島委員 何かわかっていることがあれば。

○宮田アセスメント担当課長 特に今のところわかっているということはないようですけれども、地元の教育委員会等としっかり調整していくとしておりますので、その辺をしっかりとしていくようにこちらのほうからも申し述べたいと思います。

○坂本部長 その他。

○宮越委員 地盤の項目に関するコメントなのですが、計画地は埋立地を通りますし、特に羽田空港の敷地内を通ります。特に注意が必要かなと思うのですが、本調査計画書では一部のルート、あと先ほど関係区長からの意見もあったとおり、中間立坑等の施工方法が明確になっていません。また、調査範囲は書いてあるのですが、地盤、水循環に関して調査地点についてはこの中に記載されていません。環境影響評価書案においては、これら未定の部分を明確にさせていただいて、特に調査地点については、その調査地点が調査範囲を代表するということが重要だと思いますから、調査地点の選定理由についても少し丁寧に記載していただいた上で水循環、地盤の評価を行っていただきたいと思っています。

○宮田アセスメント担当課長 これにつきましては宮越委員からも事前にお話を頂戴しておりまして、図書でいきますと123ページから地盤の調査、予測・評価の記載がございます。

124 ページに「地質調査及び地下水調査範囲図」ということで示しているのですけれども、今、委員御指摘のとおり、具体的にどこでどうするかということが全く記載されていないというところがございます。ですので、こちらにつきましては、今の委員の発言を踏まえまして、事業者のほうにしっかりと評価書案で対応していただくようにお話をしてまいります。

○坂本部長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○保高委員 106 ページの土壤汚染に関して、今回、評価の選定にしなかったということになっております。一方で、こちらの資料の大田区長のほうからは、ページの(2)のイの土壤汚染のところで、掘削する部分はしっかり調査してほしいという意見が出ております。基本的には、土対法の考え方もしくは都の条例の考え方でいくと、面積が一定面積以下なので調査はしなくていいというところはあるのですけれども、かつ、事業所がなくて汚染のおそれは少ないというところなのですが、この地域は自然由来のヒ素が非常に多く含まれている地層があるというのは周知の事実でして、掘ったものに自然由来のヒ素が入っている可能性がある。中にある限りは問題ないのですが、持ち出すときには廃棄物として適切な管理が必要になってくる可能性がありますので、そういった部分に関しては、先ほど池本委員からお話があったような廃棄物の管理の中でしっかりやっていくという一言を入れておくところの大田区長の意見にも十分対応できるかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○宮田アセスメント担当課長 非常に重要だと思いますので、大田区長のほうからもその旨指摘されておりますので、こちらについて事業者にしっかり申し入れて、対応をしてもらうように進めてまいります。

○坂本部長 よろしくをお願いします。

その他ございますか。あるいは御質問等がございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、特に御意見等がないようですので、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、10 ページになります。右肩、資料 1-2 と書いてございますけれども、「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）です。

第1 審議経過。本審議会では、令和元年5月29日に「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以

降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。付表はこちらでございませう。日程、審議事項を示してございませう。

戻ります。第 2、審議結果についてですが、こちらにつきましては先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

第 3、その他。環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上でございませう。

○坂本部長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御意見、御質問等がございませうでしょうか。

○池本委員 今、保高先生からいただいた土壌の話は、知事意見として出してほしいと言ふべきなのかどうなのかというのを判断したほうがいいのかと感じたのですけれども、事業者に言っただくことで確実に評価書案の中で反映されて見ることができればいいのですけれども、今回、土壌汚染は項目に選ばれていないと。廃棄物の中でもそのようなことが書かれるというのが担保されているかどうかわからないのですけれども、されるのであればここへ求めなくてもいいと思うのですが、そうでなければ、求めるような文章は記載する必要があるのではないかなと考えるのですけれども。

○宮田アセスメント担当課長 まず、今回、項目の選定に当たって、選定する項目と選定しない項目ということで、その理由が示されておりますけれども、こちらの内容につきましては妥当であると思ひます。ですので、先ほどの保高委員の意見につきましては、この後、事業が進んでいく中で実際土砂とか廃棄物が出ますので、その中でしっかりと調査をしていただいて、汚染物質等が出てきた場合については、それは評価書案の中でしっかりと整理して対応していくという形で進めさせていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○池本委員 ちょっと判断がつかないのですけれども。

○保高委員 1 点だけいいですか。

○坂本部長 保高委員、どうぞ。

○保高委員 1 点だけ補足ですけれども、基本的によくあるパターンというのが、安全だか

ら調査をせずに掘り出した土を持ち出して、最後に汚染があるということがわかってしまうというのが一番問題だと認識しています。なので、いずれにせよ湾岸地区で自然由来のヒ素がある可能性が高いというのは自明のことなので、それに対してどのような調査をして、どのような判定をして、持ち出す、持ち出さないということをやるかというのは中に入れておいていただいたほうがいいと思います。それはわざわざこの意見に書かなくても、事業者の計画の中に入れていけばいいという状況です。調査をせずに気づかないまま持ち出されてしまうというリスクがある。そのリスクがちゃんと配慮されていれば問題ないと思います。今の中でそれが読み込めるかどうかというところで、105 ページの「建設廃棄物及び建設発生土が発生することから、環境影響評価の項目として選定する」ということで、建設発生土のリスクというものをこの中で環境影響も含めて見ているのかどうかという点が読み込めるかどうかだと思います。なので、個人的な意見としては、わざわざここには書かなくてもいいと思うのですが、しっかりとそういうものを、事前にリスクがあるということを都と事業者の方が御認識いただいて御対応いただくということが重要なと思います。

○宮田アセスメント担当課長 今補足していただきましたけれども、廃棄物のところで、工事中に建設廃棄物と発生土が発生するということは認識しておりますので、その認識の中で、出てきたものについてしっかりと調査するという点について対応するように、今後しっかりと進めていく中で行っていきたいと思っています。

○坂本部会長 では、この件については十分注意していただいて、対応していただくということでよろしく願いいたします。

その他ございますでしょうか。

○渡邊委員 総括審議に入る前に申し上げればよかったのかもしれないのですがけれども、温室効果ガスのところ、少しだけ気になっているところがありまして、大田区長の意見でも温室効果ガスについて御指摘があるかと思うのですがけれども、何が気になったかといいますと、工事の期間がそれほど長くないということで、本事業による影響が小さいというのはおそらく間違いのないのだろうとは思いますが、ただ、同時稼働台数が少ないということで、その同時稼働台数が明示されていないので、こういった形で調査計画書を書かれてきて、いつもスルーしてしまうということの前例にならないように、同時稼働台数等を書いていただくということを御指摘していただいたほうがいいかなと思うのです。その上で、間違いなく事業による影響が小さいということで選定項目から外すということにさせていただいたほうがいいかなと思ったのですが、いかがでしょうか。都からもそのような御指摘を既にし

いただいていると伺ったようにも思うのですけれども。

○宮田アセスメント担当課長 温室効果ガスも含めて、影響が少ないということで調査をしないとかというのはここ以外にもあるのですけれども、こちらについては、技術指針の中に、予測・評価項目としない選定項目については、環境影響の要因がないとか、影響の程度が軽微であるということについての裏づけとなる資料を添付して具体的に説明して示すこととございますので、こちらについては、そういう指摘もありますので、今後、評価書案をつくる中で、余り影響はないということにつきまして定量的に調べた上で資料編の中に載せていきたいと考えております。

○坂本部長 その他ございますでしょうか。

よろしければ、ただいま説明した内容で次回の総会に報告することにいたします。

○坂本部長 本日本日予定しました審議はこれで終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後 4 時 12 分閉会)